



Title	帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析(第6報)
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 29(4), 17-48
Issue Date	1979-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31472
Type	bulletin (article)
File Information	29(4)_P17-48.pdf



[Instructions for use](#)

帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析（第6報）

荒 又 重 雄

VII 1911年～1914年の『報告集成』に関する初歩的分析

この期間に工場監督制度の地域的拡大がみられる。1911年、狭義の工場監督と蒸気機関監督と1903年労災補償法の適用とをうけるのは、ヨーロッパ・ロシア（59県とドン軍管区）とカフカスのバクー県（以前は石油業にかぎり適用）、クタイスク県、チリフス県、チェルノモールスク県、およびバツーム地方（область）とスフムスキー管区（округ）であるが、さらにクバン地方とスタヴローポリ県には蒸気機関監督と1903年法に限り適用があった。1913年には、クバン地方とスタヴローポリ県に加えてテルスク地方の三者が完全適用される地域となった⁽¹⁾。1914年には、1913年6月7日法によって、エリザベートポリスカヤ県、エヴァンスカヤ県、ダゲスタン地方、カルスキー地方、ザカタリスキー管区が完全適用になるが⁽²⁾、1914年に勃発した大戦によって、ワルシャワ工場管区は戦火のもとにおかれるので、1914年版『報告集成』からワルシャワ管区の数値は落ちる。

このように、工場監督の地域的範囲の変化があったにもかかわらず、この期間における工場監督下の事業所数・労働者数に関する統計は、第132表にみるように整合的である。1910年版『報告集成』は、あたらしく工場監督の下に入った事業所の多くは、以前から存在していたが、機械動力を利用していなかったものが、あらたに内燃機関や電動機をつかいはじめてそのため工場の範疇に入るようになったものである、とのべている⁽³⁾。とはいえ、1913年版『報告集成』でみると、クバン地方には工場監督下に入る事業所が144、スタヴローポリ県には40、テルスク地方には62あるので、これらの数値はあらたに監督下に入った事業所数の内数としてあったと思われる。

第132表 工場監督下の事業所数・労働者数の変動

	1911	1912	1913	1914
年度初め監督下にあった				
事業所数	15,725	16,600	17,356	13,683
労働者数	1,951,955	2,051,198	2,151,245	1,966,144
あらたに監督下に入った				
事業所数	1,697	1,646	1,667	1,022
労働者数	53,234	60,291	73,216	51,644
監督下にあつて除外された				
事業所数	95	41	65	82
労働者数	1,896	3,536	1,072	7,946
監督下にあつて閉鎖された				
事業所数	660	740	888	457
労働者数	21,892	30,280	31,572	18,148
操業再開された				
事業所数	91	85	64	95
労働者数	3,393	5,859	1,802	3,979
周年にわたり操業休止した				
事業所数	158	194	261	215
労働者数	5,541	6,946	11,489	9,890
年度末に監督下にあった				
事業所数	16,600	17,356	17,877	14,046
労働者数	2,051,198	2,151,191	2,319,577	1,960,860

第4表、第61表参照。* 1914年分にはワルシャワ管区の数が入っていない。

もつとも、大きな数値とはいえない。

この期には、監督対象から除外されるものはあまり目だっていないが、監督下にあつて閉鎖された事業所がやや目だつのみならず、周年にわたつて操業休止した事業所数が別項目で集計され、かなりの大きさを占めていることが注目される。景気変動や戦争の影響をそこにみとめうるであろう。のちに再説する。

第 133 表 工場監督下にある労働者数の工場管区別構成

	1911	1912	1913	1914
ペ テ ル ブ ル グ	371,523	405,015	452,242	435,771
モ ス ク ワ	716,444	733,921	771,612	767,145
ワ ル シ ャ ワ	327,438	337,556	353,433	—
キ エ フ	230,138	246,301	264,128	268,129
ポ ボ ル ジ	146,060	150,277	156,728	169,009
ハ リ コ フ	259,595	278,121	321,434	320,806

* 各年度末の数値。第 3 表・第 62 表参照。

第 134 表 工場監督下にある事業所の規模別構成の変動

	～20人	21人～ 50人	51人～ 100人	101人～ 500人	501人～ 1000人	1001人～	平均労働者数
1911	35.6	30.6	14.3	14.8	2.7	2.1	123.6
1912	35.3	30.9	14.5	14.6	2.7	2.1	123.9
1913	34.3	30.3	15.2	15.2	2.8	2.2	129.6
1914	33.0	30.5	14.9	16.0	3.1	2.4	139.6

* 1914 年はワルシヤワ工場管区を含まず、第 6 表・第 64 表参照。

第 133 表についてみると、1913 年にかけてはひとしくどこの工場管区でも工場監督下にある労働者数が増大しているが、1914 年になると、ますます増大するキエフ、ポボルジ両管区と、やや減少するペテルブルグ、モスクワ、ハリコフ管区の対称がでてくる。大戦と、それによる戦時経済の影響であろう。第 134 表について、第 64 表と比較してみたとき、資本の集積を反映する労働者の集積がややジグザグに進行しているようにみえる。事業所当り平均労働者数が 1908 年に減少し、1909 年に増大し、1911 年に減少し、1913 年に増大している。1909 年は零細事業所を大量に監督下から除外した年度であるし、1913 年は監督下において閉鎖した事業所や周年にわたり操業休止した事業所のとりわけ多かった年度であることが、何がしか関連していることであろう。

ところで第 135 表をみると、資本の集積を反映する労働者の集積の進行は

第135表 工場監督下にある労働者の事業所規模別構成

	～20人	21人～ 50人	51人～ 100人	101人～ 500人	501人～ 1000人	1001人 ～	合 計
1911	73,119	167,739	170,510	559,377	310,665	769,788	2,051,198
1912	75,131	175,478	181,180	573,261	324,682	821,459	2,151,191
1913	75,827	177,720	196,197	616,594	350,682	902,557	2,319,577
1914	58,389	141,533	148,954	501,440	296,347	811,197	1,960,860
1911	3.6	8.2	8.3	27.3	15.1	37.5	100
1912	3.5	8.2	8.4	26.6	15.1	38.2	100
1913	3.3	7.7	8.5	26.6	15.1	38.9	100
1914	3.0	7.2	7.6	25.6	15.1	41.4	100
(1913)							
ベテルブルグ	6,525	22,802	31,079	131,374	71,614	188,848	452,242
モ ス ワ ク	7,362	25,546	37,234	149,668	105,832	445,970	771,612
ワ ル シ ャ ワ	21,770	36,757	38,754	102,594	56,427	97,131	353,433
キ エ フ	18,047	28,750	25,722	86,166	51,732	53,711	264,128
ポ ボ ル ジ	8,184	23,128	24,372	44,652	24,569	31,823	156,728
ハ リ コ フ	13,939	40,737	39,036	102,140	40,508	85,074	321,434

第7表, 第65表参照。* 1914年はワルシャワ工場管区を含まず。

もちろんのこと、資本の集中を反映する労働者の集中が急速に進行しているありさまがみてとれる。労働者数が1,000人をこえる事業所に働く労働者数が急増し、彼らが総労働者数の中で占める割合が1913年には39%にも達している。この点はベテルブルグ管区においてとりわけ顕著であつて、そこには1,000人をこえる有力事業所に働く労働者が19万人もおり、彼らは当該管区内の労働者の42%にも当る。

第136表に労働者の性別・成熟度別構成をみると、それぞれのグループの相対的關係は目だつた変化を示していないとはいえ、総労働者数の急増にあわせて、これをややこえるテンポで、年少労働者、未成年労働者が急増し、また婦人労働者が急増しているのがわかる。これら保護労働者については、比率ばかりではなく、絶対数が問題である。ここにおいては、結果があとを

第136表 工場監督下の労働者の性別・成熟度別構成

	年少者 男子	年少者 女子	未成年者 男子	未成年者 女子	成年 男子	成年 女子	合計
1911	16,325	12,501	112,065	79,911	1,284,531	545,865	2,051,198
1912	17,336	12,978	118,674	82,608	1,347,874	571,721	2,151,191
1913	19,615	14,432	130,892	94,040	1,445,157	615,441	2,319,577
1914	18,397	13,066	111,199	72,086	1,208,644	537,468	1,960,860
1911	0.8	0.6	5.5	3.9	62.6	26.6	100
1912	0.8	0.6	5.5	3.8	62.7	26.6	100
1913	0.8	0.6	5.6	4.1	62.3	26.5	100
1914	0.9	0.7	5.7	3.7	61.6	27.4	100

第10表・第67表参照。1914年はワルシャワ工場管区を含まず。

曳く労働力破壊がおこりやすいのである。第67表と照しあわせてみると、1908年から1913年のあいだに、年少者男子の工場労働者が33%増、年少者女子で35%増、未成年者男子で44%増、未成年者女子で48%増、成年女子で18%増となっている。1911年版『報告集成』は、モスクワ県主任工場監督官の語るところとして、要旨次のようにのべている。曰く、年少労働者についてはおそるべき現象を指摘しないわけにはゆかない。減りつづけていた彼らの数が、すでに二年つづけて増加しており、その理由は最も安価な労働の利用へと走る工場主の競争である。大紡績工場や絹糸、ビーズ糸工場で彼らはつかわれている。労働許容年齢を、ドイツやフランスで以前から採用されているような、13歳以上とするような法的規制が必要な時期である⁽⁴⁾、と。

1911年版以降の『報告集成』の特徴の一つは、景気動向への関心が産業部門別分析とかみ合されていることである。とりわけ興味深い内容を取り出すと次の如くである。

1911年。〔綿工業〕モスクワ管区内の工場監督官たちの指摘するところによると、1911年後半に市況がわるくなったのは、東部諸県やシベリヤでの棉花不作、ベルシャにおける動乱、アメリカでの棉花豊作とそれによる綿製品価格下落のためである。モスクワ県のあちこちで労働日短縮がみられる。注

文生産の工場はとくにひどく、一年の大半を操業休止している。しかし、質のよい織工を擁しているところ、たとえばツィンデリ Циндель などでは生産拡大しているし、技術的にみると地元の綿工業は発展しつづけている。機械織が増加している。たとえばボゴロドスキー郡 Богородский уезд のグスリツキー地帯 Гуслицкий район では、ついこのあいだまでほとんどが手織だったが、1911 年末には 15 の機械織工場が 4,000 人の労働者を働かせており、織工は 2 台から 3, 4 台ずつうけもっている。紡績機械の紡錘数も増加し、たとえばラメンスカヤ・マニュ Раменская Ману. では 756 錘から 1242 錘にかわった。イワノボ・ヴォズネセンスク地方のある監督官のいうには、1911 年後半には巨大工場のモロゾフ Саввы и Викулы Морозовых 工場でさえ労働時間短縮がおこなわれ、大工場からの注文をうけて生きてきた小工場ではとりわけひどい。キャラコ 1 プードあたりの製造価格は 3 ルーブリまで下がり、ほとんど赤字なのに、それでもなお下げるように下請に要求している。ウラジミル県第四地区工場監督官曰く、農村の小織物工場の今日の状態は多くの原因によるが、その主なものは、小工場に運転資金がないこと、綿織物業の恐慌、小工場主に対する大工場主の不信である。多くの企業家たちが、運転資金をもたずに工場を建設したばかりではなく、しばしば生産用具や工場の建物さえ他人資本で用達した。それで、信用で糸をかたり、他人の商品の賃加工することになった。他人の商品のみつくっている小工場は、工業においてはめずらしい現象である。一般には大規模生産ほど製品加工はより安価となる。なぜなら単位当りの支出が小さくなるから。ところがここでわれわれは反対の現象をみる。大工場ではキャラコ 1 プード当り 5 ルーブリかかるのに、小工場では 3 ルーブリである。秘密はただ、労働者の賃金、賃率のちがいである。大工場において労働者は月に 16~23 ルーブリかせぎ、小工場で労働者は 7~10 ルーブリ、ごくまれに 12 ルーブリかせぐ。かように、農村の小織物工場は、本質的に、賃率、賃金のちがいに支えられている。大工場主たちは、小工場主に加工賃をプード当り 5 ルーブリ支払いながら、つねにもうけている。工場の新設に支出しなくてよいし、労働者を

ふやさなくてよいし、等々である。小工場はいつも鉄道の駅から遠い、しかし人と食糧の豊富な村の中あるいは近くにできる。都市での生活は農村におけるそれよりも高くつくが、都市と農村とでの賃金の差は、生計量の差に照応するものでは全くない。小工場主は、生産技術の改良や売買における成功に努力することなく、もっぱら労働者の賃金の引下げに努力している。しかし、近年、古い工場所有者たちの巨大な利益に誘惑されて、小織物工場が過度に急速に発展した。小工場においても労働者の稼ぎが増大してきた。大工場主たちはより安価な小工場主を探し、加工賃は5ルーブリから4.5、4.25、3.75さらには3ルーブリへと下落した。小工場主の状態には、全綿工業をおおっている恐慌も影響した。小工場への加工注文はひどく減り、場合によっては全くなかった。最近参入した小工場主の破滅と、そのさいに大工場主に波及した損失とから、大工場主は小工場主の信用能力を再点検しはじめ、一時契約をとりやめるとか、または、加工に出された商品への担保として小工場が抵当としてとられることにもなった。こうした結果は二年前から予言されていたことであった、と。コストロマ県では、若干の織布、捺染工場で年末に労働週が4日に短縮され、クリスマス休暇が延長された。スモレンスク県ではヤルツェフスカヤ・マニュ Ярецвская Ману. で労働者を $3\frac{1}{3}\%$ 縮小し、設備を改良し、生産性をあげた。ペトロコフスカヤ県では1911年末に小・中綿紡工場不振。しかし若干の大工場ではこの期のおわりまでに生産拡大していた。ペテルブルグ県では、アメリカにおける綿花豊作でキャラコの値はいちぢるしく下がったが、紡績業は独占的性格があるので高価格を維持した。⁽⁵⁾

[羊毛工業] ペトロコフスカヤ県の小工場で生産減。ロッジ地方でも18%が不完全労働週におちた。グロドノ県では年初に活況あり、工場の新設や拡張、2交替制の導入や時間外労働の利用があったが、秋から売行きと信用に困難を生じ、ボロストク Болосток で織工の失業が激増した。ただし、この失業には、手織と、これよりも $2\frac{1}{2}$ ~3倍も生産性の高い機械織との交替も影響している。モスクワ県では兵隊や農民用のラジャをつくっている若干の工

場に不況あって、労働者数と労働時間減。プラトクや流行品をつくっている工場は反対に拡張。シンビルスク県の農民用ラジャ工場やフェルト長靴工場は、東部諸県やシベリヤが不作で購買力が減ったので、⁽⁶⁾停滞。

[あま、あさ、ジュート工業] 帆布やズックをつくっているモスクワ県の工場は国庫の発注で保障されている。ウラジミル県のあま工場はあまの袋をつかう東部諸県とシベリア（南部ではジュートをつかう）とが不振のため低調。コストロマ県の若干のあま紡工場は1911年の復活祭から労働時間を週当り半日ちぢめた。ポボルジ諸県では凶作があま紡を縮小させた。チュルニコフ県のあさ梳き工場が原料あさの国外流出のため没落。リフリヤンド県にあま紡工場5つ新設。ノヴゴロド県で1908年以来休止中のジュート工場再⁽⁷⁾開。

[木材加工業] 活況。多くの製材工場が新設されており、中にはペルミ県における労働者800人の工場まである。多くは国外の市場のため。輸出業者たちは加工度の高いもの（パネル、箱、寄木細工、マッチ軸木、靴型など）をふやす努力している。建設関連も活況だが、アストラハン県での漁業不振のため、⁽⁸⁾ポボルジ管区での桶生産不振。

[金属工業] ペテルブルグ県では製鉄で労働者14%増、機械製作で21%増。大機械工場は株式を発行して追加固定資本を得ている。ここでは、海軍省、交通省など国庫の発注が主な役割をはたしている。蒸気機関をつくる工場のみ停滞。リフリヤンド、ペトロコフスカヤ、ワルシャワの諸県でも機械工場拡大。ケレツカヤ県でホーロー食器工場が2倍に拡張。リュブリンスカヤ県では地元および中央、南部の市場のための農具、農業機械の生産が増した。ヘルソン県では造船がさかんになり、タヴリダ県では石油エンジンをつくる二工場新設。農業機械をつくる工場不振。ポボルジ地方では、地元およびシベリアのため操業していた工場（船舶修理、金属食器、農業機械、釘、針金）は不振。しかし広い市場をもっていたところ、たとえばペルミ県の屋根用鉄、の生産は拡大。ペルミ県一帯では、パドル法で操業していた古い工場が、マルチン炉法との競争に耐ええずして閉鎖されていくのが目につく。ハリコフ

蒸気機関工場は、150台の生産能力に対し、36台の発注をうけたのみであったが、農業機械の生産拡大し、造船工場の設備の発注うけて労働者数をふやした。オリョール県のブリヤンスキー工場は、農業機械の生産を拡大し、1911年にプラウ68,000台、穀物刈取機（ジャトカ）と播種機（セヤルカ）とで4,600台、マグワ（ボロナ）を6,400台つくった。そしてそれぞれ100,000台、10,000台、10,000台、30,000台をつくれるよう設備改造した。エカテリノスラヴ県では、機械工場活況、ただし農業機械工場のみ不振。ヘルソン県でも農業機械の生産縮小。多くの工場監督官たちのいうところによると、機械工場の状態に銑鉄不足が影響している。たとえばトウラ県の鉄匠延工場は南部の工場から手に入れた材料で屋根用鉄をつくっていたが、材料不足のために週労働日は3日であった。トウラ県のサモワールおよび銅食器生産は、東部諸県の不作とベルシャの動乱のため縮小。⁽⁹⁾

〔鋳物加工業〕ペテルブルグ県にはセメント工場新設、レンガ工場、ガラス工場で労働者増。ノヴゴロド県ではガラス工場新設、セメント工場フル操業。スモーレンスク県でレンガ工場の労働者50%増、レンガの値は60%上昇。ワルシャワ県で8レンガ工場の新設。ケレツ県で2セメント工場新設。ポボルジ諸県で機械製レンガ導入。若干のガラスおよび陶器工場は、不作の影響をうけて売行不振となったが、ハリコフ県でもレンガ工場生産増、カルーガ県でうわぐすりをぬった陶器（Фаянс）とガラス工場で労働者増、チェルノモールスカヤ県でセメント工場新設。ドン地方では、一部需要増のため、一部シンジケートのため、レンガは1,000ヶ当り36ルーブリに、セメントは1桶あたり2.6ルーブリから5ルーブリに値上がりした。エカテリノスラヴ、オリョール、カルーガの諸県では、とりわけ窓ガラスへの需要増のため、ガラス工場は好調。⁽¹⁰⁾

〔動物材料加工業〕ペテルブルグでは労働者が19%増。理由は靴製造が手から機械にかわったため。リフリアンド県でも同じことがあった。ヴィッスラ川流域諸県では、皮革生産が信用、資金不足のため縮小し、ヴォルガ流域もあまりよくない。ウファ県では、不作のため農民が家畜を手ばなしている。

馬が4ルーブリ、羊が1ルーブリ。秋には外国人商会による大きな生皮買付があった。⁽¹¹⁾

[食品工業] ペテルブルグでは、カルバスなどの工場生産が増大している。この県の主任工場監督官のいうところによると、生活費の高騰のため、婦人が男と並んで働きに出るために、食事準備の手のかからない、安価であり健康的でないたべもの（カルバス、煮ごり、その他）の消費がのびている。ヴィッスラ川流域ではビートの収穫がよかったので砂糖工場がうまく操業した。反対に、じゃがいもの収穫がわるく、醸造業がわるい。ポドリヤでは砂糖工場で压榨方式の革新があった。ポボルジ管区では、不作のため多くの製粉所が全く休業。⁽¹²⁾

[化学工業] ペテルブルグ県にカーバイド工場新設。ゴム製オーバーシューズ生産は、需要減とゴムの投機価格（+50%）のため減退。リフリヤンド県で自動車用タイヤ（輸出用）の生産が発展。⁽¹³⁾

[石油採取] 小さい事業所 промысел が20も閉鎖された。⁽¹⁴⁾

1911年版についてのみ、以上のように簡単にみただけでも、工場監督官たちの観察をとおして、帝政ロシア期の資本制生産の地帯別、産業別の連関と変動が、記述的にはあるが、興味深くかたられているのがわかる。『報告集成』の主要部分は統計であるが、しかし、総論の部にも独自の資料的価値を認めるべきであろう。1912年版および1913年版における記述内容はあえて省略して、大戦の影響のあらわれた1914年版における記述内容について簡単に考察しよう。

1914年。[綿工業] ウラジミル県では開戦とともに生産減、労働日および労働週の短縮さらには休業があったが、2~3ヶ月で回復し、こんどは人員増、休日減、時間外労働や深夜業の採用があった。とくにいそがしかったのは織布工場。ペトログラード県は原料難から労働者減（-10%）。トヴェリ県では一時生産低下するが、やがて鉄道輸送の回復と国庫からの発注によって活況を呈した。モスクワ県は一時的パニックで生産減少するが、すぐに回復した。⁽¹⁵⁾

〔羊毛工業〕モスクワ県で縮小。しかし軍からの巨大な発注があり、工場問題審判所は、婦人および未成年者を夜業させてもよいと許可した。タンボフ県、ペンザ県で、開戦とともに軍用の生産が増大。ペテルブルグ県では労働者用の生産縮小。ウラジミル県では薄ものの生産は縮小し、軍用ラジャが増大した。〔絹工業〕需要減と、国外からの原料が入荷しないので困難となった。〔あま・あさ・ジュート工業〕軍需から労働者増⁽¹⁶⁾。

〔金属工業〕大部分が開戦とともに生産縮小したが、やがて国庫発注でもちなおした。ただ、防衛用品に従事していない部門は縮小した。たとえば農業機械、トウラ県のサモワール。労働力不足が感じられるところ多かったが、ペルミ県では労働力不足なし。というのは、そこではまだ土地分与がおわっていないので、工場管理部は、すべての職工に（正規の）仕事 Цеховая работа を確保するために、順番に休業週 Гулевья неделя をわりあて、そのときには安い雑役労働にのみ従事できることにしていた。そのため、注文がふえても操業できた⁽¹⁷⁾。

〔鉱物加工業〕建物の建設が減ったのでレンガやガラスがのびない。しかし、耐火財や耐酸財の需要が、軍需との関連でのびた。〔動物材料加工業〕皮革製品の需要のびた。〔食品工業〕製糖はビートの収穫がよく品質もよいので良好。ただし、原料を鉄道輸送にたよっていたところでは困難が生じた。醸造が縮小して、じゃがいもがデンプン工場にまわった。前線用および病院用ということで製菓業がのびた。多くの工場で時間外労働がおこなわれた。兵役義務労働者や捕りよ⁽¹⁸⁾のいる地方で、白パンに対する需要がふえた。

大戦に入ると、ロシアにおいても労働力のダイリューションがあった。1914年版『報告集成』は、婦人が金属工業にも進出し、ボール盤、フライス盤、旋盤につき、また小もの組立てに従事していた、とのべている⁽¹⁹⁾。ただ、こうした動きは、工場監督官たちによって、その前年の1913年からすでに注目されていた。1913年版『報告集成』によると、ペテルブルグ県ではこの年にすでに若干の小型ボール盤の操作が婦人によってなされ、モスクワのコロメンスキー工場では、電動クレーン橋の操作が婦人のたずさわるところと

第137表 産業部門別労働者数の変動

	1910	1911	1912	1913	1914	1913/1910
I	520,347	538,535	550,762	566,137	485,563	1.09
II	155,987	157,281	155,094	166,557	93,931	1.07
III	31,492	33,224	33,176	34,697	31,297	1.10
IV	96,587	100,949	100,154	104,544	96,892	1.08
V	36,107	38,787	42,527	46,323	29,126	1.28
VI	89,048	93,101	99,676	107,744	92,172	1.21
VII	100,051	112,459	124,159	132,120	106,273	1.32
VIII	280,184	305,438	338,449	385,621	346,989	1.38
IX	165,273	183,005	197,941	215,570	174,138	1.30
X	51,408	51,403	51,350	55,736	50,450	1.08
XI	319,917	331,981	341,137	369,001	330,879	1.15
XII	69,610	70,843	77,529	90,463	76,767	1.30
XIII	29,361	27,029	30,455	37,459	38,285	1.28
XIV	6,583	7,163	8,782	7,605	8,098	1.16
計	1,951,955	2,051,198	2,151,191	2,319,577	1,960,860	1.19

第69表参照。1914年はワルシャワ工場管区の数含まず。

(20)
なった。

さて、すでに本稿第3報に触れたように、1910年版以降、産業別の統計が発表されている。第137表は、あまり長い期間ではないが、産業部門別に労働者数の変動を示したものである。1914年の大戦勃発へにかけて、ヨーロッパにおいて軍備拡張の競争がすすんでいくなかでの、産業構造の変化をよみとることは可能であろう。1910年と1913年とを比較してみると、いずれにしろI綿工業が首位を占めているとはいえ次第に相対的の重みを減じており、VIII金属工業が急上昇して2位にあったXI食品工業を追いぬいている。同じ関心から第138表をみると、一般に一進一退している平均年賃金の動きの中で、VIII金属工業が、絶対の高さで第1位を維持しつつ系統的に上昇しており、絶対的には低いながらも、IVあま・あさ・ジュート工業も上昇している。そして、おそらく労働力不足がそこに最もよく作用しているのであろうが、絶

第138表 産業部門別平均年賃金の変動（ルーブリ）

	1910	1911	1912	1913		1914
				情報のある労働者数	割合	
I	218	218	220	215	97%	211
II	239	246	245	210	75%	205
III	218	212	223	208	75%	178
IV	169	170	180	192	92%	169
V	285	276	272	209	64%	256
VI	277	283	288	261	58%	301
VII	250	256	258	249	47%	284
VIII	380	397	400	402	76%	456
IX	224	233	239	261	49%	264
X	294	296	300	303	56%	319
XI	149	159	156	189	47%	166
XII	260	268	273	249	86%	310
XIII	370	369	338	368	56%	417
XIV	424	438	403	443	57%	567
平均	243	251	255	264	72%	271

第71表参照。1914年はワルシャワ管区を含まず。

対的にはもっとも低い地位を維持しながらも、XI食品工業が27%もの上昇を示しているのである。

工場監督官をかかえる商工省工業部の眼が、全ロシア帝国を一本にした産業部門分析へと傾斜して行っていることは、統計数値の集計の仕方からも、総論の叙述の態度からもうかがえるところであり、それは、ロシアにおける資本主義の発展とあわせてみたとき、全く当然で適切なことといってよいであろう。とはいえ、当時の資本の集積度を前提し、広大なロシア平原にちらばった農民経営の発展度のちがいを考慮に入れたとき、簡単に地域別分析を産業別分析に従属させてしまえぬであろうことも、容易に想像されるのである。それで、第139表を構成してみた。II羊毛工業をとってみる。ワルシャワ工場管区のそれとハリコフ工場管区やポボルジ工場管区のそれとは全く異

第139表 産業部門別・工場管区別平均年賃金 (1912, ルーブリ)

部門	管区	ペテルブルグ	モスクワ	ワルシャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ
I		245	204	298	203	147	187
II		245	209	332	165	151	139
III		*	220	284	87	—	*
IV		202	156	271	182	148	217
V		274	237	309	253	*	182
VI		341	300	273	236	181	198
VII		284	222	270	192	204	216
VIII		474	360	364	366	327	399
IX		243	231	276	172	238	251
X		341	271	359	361	193	366
XI		260	235	156	123	190	120
XII		327	235	306	121	199	295
XIII		—	—	—	—	—	338
XIV		607	288	482	329	290	530

* 印は労働者はいるが情報のないところ。

第140表 代表的産業の賃金水準 (平均年賃金)

		1911	1912	1913	1913年末の労働者数
綿	工業 (I)	218	220	215	566,137
羊	毛工業 (II)	246	245	210	166,557
印	刷業 (VI)	390	389	345	48,594
製	材業 (VII)	247	248	220	89,975
鉄	鋼業 (VIII)	392	386	382	102,293
機	械工業 (VIII)	418	425	432	204,839
石	材加工 (IX)	193	223	203	100,848
製	糖工業 (XI)	114	106	161	178,350
石	油採取業 (XIII)	367	338	364	28,186
発	電所 (XIV)	485	447	490	2,814

なったものだとみなくてはならない。Ⅺ食品工業をとってみる。これまたペテルブルグ工場管区のそれと、ハリコフ工場管区やキエフ工場管区のそれとは全く異なったものだとみなくてはならない。

『報告集成』には、産業別中分類をとり入れた県別の統計表が収録されている。それを利用しながら、賃金の産業別・地域別構造にいま少しこだわってみよう。第140表に、平均年賃金の変化を、特徴的な産業部門を抽出してかき出してみた。Ⅵ部門からは印刷業のみを、Ⅶ部門からは機械製材業のみをぬき出し、Ⅷ部門は製鉄・製鋼業と機械製造業を区別し、Ⅺ部門からは製糖業のみぬき出した。すると、同じⅧ金属工業でも、機械製造業では一貫して賃金上昇がみられるが製鉄業は必ずしもそうではないこと、製糖業などは、おそらく操業期間の長さに年次的変化が大きいこともあわせて、年賃金に大きな変動がみられることなどがわかる。さて、このように代表的産業をいくつかより細密に設定した上で、ここにおける年平均賃金の県別の分布をみたものが第141表である。やはり産業ごとにみて大きな地域別賃金格差がみとめられる。綿工業について、とくに年平均賃金が高いことで目だつ諸県と、反対にとくに年平均賃金が高いことで目だつ諸県とをとりあげ、それらの諸県

第141表 代表的産業の県別賃金水準（平均賃金）

(1912)

	綿工業	羊毛工業	製材業	鉄鋼業	機械工業	製糖業
アルハンゲリスク			287		*	
ヴィッテブスク		*	*		*	
クールリヤンド		*	145	463	392	
リフリヤンド	225	263	258	390	475	
ノヴゴロド			191	*	174	
オロネツ			185		*	
プスコフ			142		*	
ペテルブルグ	268	244	334	430	561	*
トヴェーリ	208	*	276		424	
エストリヤンド	271	148	249	274	416	

	綿工業	羊 工 毛 業	製材業	鉄鋼業	機 工 械 業	製糖業
ウ ラ ジ ミ ル	192	*	126	262	283	
ヴ オ ロ グ ダ			190	*		
コ ス ト ロ マ	188	113	201	396	250	
モ ス ク ワ	223	213	278	423	403	306
リ ヤ ザ ン	190	122	*	*	264	
ス モ ー レ ン ス ク	205		146		*	
ヤ ロ ス ラ ヴ リ	219	164	214	209	227	
ワ ル シ ャ ワ	276	219	*	436	444	113
ヴ イ ル ノ	233	*	225	222	323	
グ ロ ド ノ	*	256	*	*	*	*
カ リ シ ユ	255	171	134	*	243	111
コ ヴ ノ	*	*	268	385	308	
ケ レ ツ	*		174	248		113
ロ ム ジ ン	*	*	*	*	156	55
リ ュ ブ リ ン ス ク		203	167	*	417	59
ペ ト ロ コ フ ス カ ヤ	300	347	*	426	430	*
プ ロ ツ カ ヤ			*		293	76
ラ ド ム ス カ ヤ			*	266	*	92
ベ ツ サ ラ ビ ア	*	*	*	*	376	*
ヴ オ ル ニ ア		173	163		305	105
キ エ フ		*	149	290	351	93
ミ ン ス ク		121	248	232	291	
モ ギ レ ヨ フ	203		109	248		
ポ ド リ ヤ		*	204	*		115
ポ ル タ ワ			277	*	360	129
タ ヴ リ ダ	*		*	*	386	
ヘ ル ソ ン	*	*	*	390	388	172
チ エ ル ニ ゴ フ	*	158	124	81	236	111
ア ス ト ラ ハ ン	*		296	*	*	
ヴ ヤ ト カ		169	*	329	169	
カ ザ ン	*	295	184		229	
ニ ジ ェ ゴ ロ ド		252	188	590	373	

	綿工業	羊毛工業	製材業	鉄鋼業	機械工業	製糖業
オレンブルグ			165		255	
ペテルミ	*	101	183	192	224	
サマラ	*	176	*	*	192	135
サラトフ	147	154	*	468	337	
シムビルスク		139	313	*		
ウフア		154	235	*	308	
バクー	210		*	424	641	
バツム				295	*	
ヴオロネジ			174	*	379	*
ドン	271	169	*	400	439	
エカテリノスラヴ		235	171	451	445	
カールガ	*	194	132	206	135	
クールスク		*	*	*	*	75
クタイスク			266			
オリョール		*	154	*	379	76
ペンザ		102	114	*	180	
タンボフ	154	119	*	150	220	55
チフリス	*	*	*	200		
トウラ	146		*	328	219	105
ハリコフ	201	163	189	295	366	124

情報の全くない県は除外した。

* 印は労働者はいるが情報のない部分。

における当該産業の平均事業所規模を労働者数でみてみた。すると、高い方の県では、エストリヤンド4,103人、ペテルブルグ929人、ペトロコフスカヤ281人、ワルシャワ76人、ドン42人となり、低い方の県では、コストロマ1,213人、ウラジミル969人、リヤザン405人、サラトフ224人、タンボフ202人、トウラ123人となる。資本の集積度からうかがいうる生産力格差とは別の、農業的發展との関係で説明すべき地域的格差がつよく存続していることがわかる。鉄鋼業について同じような観察をしてみると、年平均賃金の高い方では、サラトフ544人、クールリヤンド297人、ペテルブルグ266

人、ペトロコフスカヤ 225 人、エカテリノスラヴ 309 人、モスクワ 188 人、ワルシャワ 68 人、バクー 16 人となり、低い方では、ペルミ 277 人、チェルニゴフ 22 人、タンボフ 34 人となる。資本の集積度の大小と平均年賃金の大小とは、照応するどころか、二つのことなつた次元として四つの組合せを生み出しているごとくである。

工場監督下にある蒸気機関の台数は系統的に増加している。第 142 表にみるとおりである。しかし、『報告集成』は、次の事情を付言している。すなわち、一台あたりの蒸気機関の馬力が増大して行っているのが第一であり、

第 142 表 工場監督下にある蒸気機関数

	工 場	農 業	そ の 他	合 計
1911 年 末	32,631	26,489	5,605	64,725
1912 年 末	33,225	28,111	5,664	67,000
1913 年 末	33,742	29,694	5,551	68,987
1914 年 末	28,728	28,610	4,591	61,929
(1913 年末)				
ペ テ ル ブ ル グ	5,759	4,120	1,585	11,464
モ ス ク ワ	5,642	232	1,286	7,160
ワ ル シ ャ ワ	5,520	2,203	581	8,304
キ エ フ	7,152	10,658	581	18,391
ポ ボ ル ジ	3,342	1,777	469	5,588
ハ リ コ フ	6,327	10,704	1,049	18,080

1914 年はワルシャワ管区を含まず。

第 11 表、第 78 表参照。

工場、とくにあまり大きくない工場では、内燃機関とくにジーゼルエンジンや電動機が普及しているのが第二である。⁽²¹⁾したがって、第 142 表は、資本制的生産の発展をひかえ目にしか反映していないのである。

蒸気機関監督におこつたこの期間のあたらしいうごきとして、1910 年 4 月 21 日法にもとづく、一部蒸気機関の監督の業者団体 общество котловладельцев と земские учреждение への委任である。第 143 表から、そのよ

第143表 蒸気機関監督の間接化政策

	直接的監督			間接的監督		
	工場	農業	その他	工場	農業*	その他
1911	22,998	20,904	4,869	9,633	5,585	736
1912	20,423	21,717	4,438	12,802	6,394	1,226
1913	18,133	22,814	3,939	15,609	6,880	1,612
1914	14,349	21,561	3,201	14,379	7,049	1,390
1911	75.4%			24.6%		
1912	69.5%			30.5%		
1913	65.1%			34.9%		
1914	63.2%			36.8%		

* ヘルソン、タヴリダ、キエフの三県でほとんどを占める。1914年はキエフ管区を含まず。

第144表 蒸気機関監督

	設置許可 件数	内部検査 件数	危険につき停止・ 封印した件数
1911	2,798	9,152	157
1912	2,678	6,992	89
1913	2,529	5,522	60
1914	1,729	4,670	61

うな委任によって蒸気機関監督が間接化して行くようすが知られる。それは当然、工場監督官の業務量に影響して行く。第144表がそのありさまを示している。既存蒸気機関の構造検査の件数は、系統的に減少している。ただし、『報告集成』は、委任されたのは、主として大工場の、わりと良質で管理もゆきとどいた部分だったので、監督官の業務は実質的にはそれほど減らなかった、⁽²³⁾としている。

第145表と第146表は、工場監督官による臨検の状況を示している。それらについてはとくにのべることはないが、1911年版『報告集成』が、もし臨検の事由別構成が報告されたならば、検査 ревизионный 的臨検が年々減少していることが明らかとなるであろう、多くの報告は、臨検の9割までが、

第145表 工場監督官の配置と臨検事業所数

	工場監督 地区数	地区工場 監督官数	監督下の事 業所の数A	臨検した事 業所数 B	A/B (%)	臨検した非監 督事業所数
1911年初		228	16,600	13,805	83.1	4,054
1911年末	231	225				
1912年初		226	17,356	14,156	81.6	3,700
1912年末	232	224				
1913年初		227	17,872	14,120	79.0	2,897
1913年末	236	232				
1914年初		201	14,046	10,757	76.4	2,306
1914年末	214	195				

第13表, 第79表参照。

第146表 工場監督官による臨検数

	臨検をうけた工場 監督下の事業所			総臨検数	被臨検事 業所当り 平均	工場監督 官1人 当り	監督下に ない事業所 への臨検数
	1回臨検さ れたもの	2回臨検さ れたもの	3回以上臨検 されたもの				
1911	8,275	2,825	2,705	25,906	1.9	115	4,688
1912	8,661	2,971	2,524	25,818	1.8	114	4,269
1913	8,266	2,891	2,984	28,907	2.0	125	3,298
1914	6,483	2,301	1,976	20,203	1.9	91	2,742

1914年の数字はワルシャワ管区を除外。

第14表, 第80・81表参照。

ボイラーの試験, 陳情の聴取, 労働災害の審問, 罰金基金の点検その他特別の事由によりひきおこされていて, 多くの監督官はこれにおいまわされていると, のべている。⁽²⁴⁾ 生起する事態の後を追っているのみで, 監督官の側から事前の検査にある余裕がない, ということであろう。事前といえば, 7月28日(1910年?)付で内務省および商工省の回状(No. 14582)が出され, あたらしい工場事業所の開設許可についての請願があったとき, これに結論を出すための事前点検を工場監督官がおこなうことになった。内容は明らかではないが, 1911年に商工省工業部が労働安全規則の草案を作成し, 1913年に中央工場問題審判所がこれを規程として制定し, 同年商工大臣がこれを認

第 147 表 工場開設時の検査

	ベテル ベルグ	モスクワ	ワルシ ャ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ	計
1911	384	456	273	337	231	202	1,883
1912	482	542	304	226	235	196	1,985
1913	568	510	231	174	145	164	1,792
1914	584	356	—	167	113	118	1,338

第 148 表 摘発された工場支配人の法違反動向

違反の種類	1911	1912	1913		1914	
	件数	件数	件数	全体の中での 種類別の割合	調査をとられ たものの割合	件数
I 支 払 手 帳 規 則	3,173	3,195	2,681	18.6	—	1,944
うち調査にとられたもの	209	177	163	—	6.1	132
II 賃 金 規 則	1,135	1,189	1,010	7.0	—	776
うち調査にとられたもの	33	25	20	—	2.0	13
III 罰 金 規 則	388	417	411	2.8	—	305
うち調査にとられたもの	11	9	10	—	2.4	10
IV 労 働 時 間 規 則	899	752	763	5.8	—	588
うち調査にとられたもの	46	28	19	—	2.5	14
V 婦 人 年 少 労 働 規 則	386	449	484	3.4	—	313
うち調査にとられたもの	33	49	35	—	7.2	25
VI 監 督 目 的 の 形 式	5,733	6,100	5,506	38.2	—	3,700
うち調査にとられたもの	393	343	267	—	4.8	217
VII 安 全 衛 生 風 紀 規 則	2,733	2,465	2,385	16.6	—	2,009
うち調査にとられたもの	107	74	42	—	1.8	62
VIII 掛 売 規 則	100	98	73	0.6	—	53
うち調査にとられたもの	10	8	4	—	5.5	5
X そ の 他 の 違 反	1,262	1,271	888	6.1	—	647
うち調査にとられたもの	61	40	29	—	3.3	26
XI 疾 病 労 働 者 へ の 保 障 規 則			207	1.4	—	800
うち調査にとられたもの			4	—	1.9	13
小 計	15,809	15,936	14,409	100	—	11,135
うち調査にとられたもの	903	753	593	—	4.1	517
IX 蒸 気 機 関 規 則	1,992	1,497	1,478	—	—	1,179
合 計	17,801	17,433	15,887	—	—	12,314

第 20 表, 第 82 表, 第 21 表, 第 84 表参照。

可する、という動きが並行しているから、安全衛生についての事前検査がふくまれていたと推定される。第147表は、そうした工場事業所開設請願にかかる監督官の臨検をとり出して示したものである。

工場監督官によって摘発された工場支配人の法違反の動向を第148表についてみると、総件数は1910年以降やや減少気味であるが、そう大きな変化はない。1913年について算出した違反の種類別構成を、第84表にある1904

第149表 調書にとられた工場支配人の法違反
の処遇 (除蒸気機関関係)

	審判所送致	一般司法機関送致	合計
1911	435	182	617
1912	363	173	536
1913	295	123	418
1914	252	125	377

1914年はワルシャワ管区を含まず。

第24表, 第85表参照。

第150表 労働災害

	申告された労働災害件数			工場監督官によって審問された労働災害件数			
	死亡	その他	合計	死亡	その他	合計	
1911	485	86,260	86,745	399	6,879	7,278	
1912	514	97,953	98,467	430	7,223	7,653	
1913	545	112,799	113,344	443	6,521	6,964	
1914	336	67,709	68,045	252	3,347	3,599	
(1913)							
ペテルブルグ	109	30,213	30,322	94	1,333	1,427	
モスクワ	80	30,060	30,140	69	1,610	1,679	
ワルシャワ	77	12,959	13,036	67	1,026	1,093	
キエフ	75	8,936	9,011	67	955	1,022	
ポボルジ	52	7,634	7,686	38	583	621	
ハリコフ	152	22,997	23,149	108	1,014	1,122	

第25表, 第86表参照。

年および1909年の数値と比較してみても大同小異である。ただし、1913年版から、疾病時の労働者への保障についての規程（工業法規第126項）の違反が特別に集計されている。全体としての違反件数にはあまり大きな変化はないのに、第149表にみるように、審判所や裁判所に送致された件数は急速に減少している。違反の程度が軽微なものになったのか、監督官多忙のために処理がおくれているのか、あるいはその他の理由によるものかわからない。

次いで、労働災害の動向を第150表にみると、申告された労働災害の件数ははげしく増加している。ところが、1914年の数値は少しちがっている。1913年の数値からその年のワルシャワ管区の数値を引き算してみても、1914年の数値に近いものにはならない。開戦前後の混乱もあって、労働の密度が減少していたのであろうか。

第151表にみるように、帝政ロシアにおける罰金制度は健在である。この制度が、とりわけ大企業において活用されているところに、一つの特徴をみ

第151表 罰金制度適用状況

	1911	1912	1913	1914
(事業所比率)				
ペテルブルグ	40.6	40.9	41.1	39.3
モスクワ	39.2	39.2	38.3	38.9
ワルシャワ	17.4	17.9	17.6	—
キエフ	17.4	17.0	16.2	15.8
ポボルジ	14.4	14.4	14.1	14.0
ハリコフ	19.6	18.9	18.8	20.3
(労働者比率)				
ペテルブルグ	80.0	79.3	81.0	87.1
モスクワ	85.8	85.2	84.7	85.2
ワルシャワ	64.2	65.1	66.0	—
キエフ	52.4	52.9	52.2	50.3
ポボルジ	54.8	52.3	51.6	53.5
ハリコフ	60.8	59.1	57.7	60.7

第26表、第88表参照。

るべきであろう。そして、1886年法以来のロシア工場法が、罰金賦課の対賃金比率を規制し、罰金基金の運用をやや労働者保護的に規制したことが、かえって罰金制度を全体として安定化させたという側面もみとめうるのではないと思われる。罰金制度を運用している金属工業の大事業場にたくさんの労働者が吸引されたことを示すのであろうか、1914年のペテルブルグ管区をみると、実に87.1%の労働者が罰金制度下で労働している。実際に罰金を賦課した件数も、とり上げた罰金総額も、第152表を第89表と照合して考察するとわかるように、1906年以降、一貫して増大している。賃金100ルーブリ当りの罰金も、1906年の9.6カペイクから1913年の17.7カペイクまで上昇している。1905年革命によって一たびはゆらいだこの制度も、1913年にかけて安定的に活用されているといえる。ただ、より立ち入った内容からいえば、この制度の運用自身の近代化をみとめなくてはならない。

第152表 労働者への罰金賦課

	件数	罰金総額 (ルーブリ)	賃金100ルーブリ 当り罰金 (コペイカ)	1人当り 罰金 (コペイカ)
1911	3,653,729	605,314	16.2	40.9
1912	4,075,242	696,700	17.7	45.3
1913	4,074,954	774,930	17.7	46.8
1914	3,458,776	632,268	16.3	44.3

第27表、第89表参照。1914年はワルシャワ管区を含まず。

第153表 罰金賦課理由別構成

	粗漏な作業		欠勤		規律違反	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1911	2,829,602	310,920	461,627	197,135	362,500	97,258
1912	3,119,542	338,040	548,143	255,380	407,739	103,279
1913	3,992,856	344,730	645,145	314,892	436,953	115,389
1914	2,583,781	282,312	515,008	245,483	357,987	104,087

第28表、第90表参照。1914年はワルシャワ管区を含まず。
金額はルーブリ未満切り捨て。

第153表を第90表と照し合せて、罰金賦課理由別に件数の増大度をみると、欠勤を理由にした罰金件数は1906年に対して1913年には2.51倍、規律違反を理由にしたそれは2.76倍とふえているが、粗漏な作業を理由にするものは3.03倍と、もっとも大きな伸びを示しているのである。

罰金基金からの扶助金支給について第154表を第91表と照し合せてみると、各事由ごとに1件当りの平均扶助金はほぼ安定している。これは、名目賃金の上昇傾向の中においてみれば、停滞的に抑制されているということでもあろう。しかし、支給件数が一貫して増大し、おそらく権利化が進行しているのであろうから、支給金額は増大している。そうした中で、1913年に

第154表 罰金基金からの扶助金

	永久労働力喪失	疾病による一時的労働力喪失	妊娠	葬祭	火災その他による資産喪失	その他	計
(件数)							
1911	10,926	46,553	27,815	24,887	4,552	6,452	121,185
1912	10,887	55,810	29,278	23,357	4,857	6,257	130,446
1913	15,483	59,039	29,370	29,121	6,046	9,734	148,793
1914	13,590	26,003	12,542	22,180	5,715	23,549	103,579
(支給金額)							
1911	98,539	196,160	102,233	130,917	54,752	38,703	621,307
1912	106,393	233,233	105,550	149,349	56,795	42,524	693,848
1913	107,233	267,988	113,227	168,478	70,095	65,543	792,566
1914	126,280	138,619	53,476	132,114	73,193	133,498	657,181
(1件当り金額)							
1911	9—02	4—21	3—68	5—26	12—03	6—00	5—13
1912	9—77	4—18	3—61	6—39	11—69	6—79	5—32
1913	6—93	4—54	3—86	5—79	11—59	6—73	5—33
1914	9—29	5—33	4—26	5—96	12—81	5—67	6—34

支給金額は1ルーブリ未満切り捨て。
1件当り金額はルーブリーコペイカ
第29表、第91表参照。

第155表 罰金基金動向

	期首残高	前年にく らべての 増 減	労働者か らの罰金	労働者へ の扶助金	期末残高	期末残高資産形態		
						証 券	預 金	事業所 金 庫
1911	2,853,317	33,048	605,314	621,307	2,947,213	2,163,075	553,415	230,723
1912	2,947,199	93,882	696,700	693,848	3,096,261	2,241,845	597,586	256,829
1913	3,096,140	148,941	775,142	792,566	3,223,575	2,345,893	623,085	254,597
1914	3,178,126		632,268	657,181	3,304,150	2,430,087	635,585	238,477
1913年 ワルン ヤ 管 区	44,802	3,123	49,545	48,779	45,354	1,100	14,221	30,032

1 ルーブリ未滿切りすて。
第30表、第92表参照。

永久的労働力喪失への扶助金件数が急増しているが、それは、1件当り扶助金額の減少によって報われている。第155表をみると、労働者からの罰金と労働者への扶助金のバランスは、後者が前者をややオーバーする程度で維持され、金利収入その他を入れると、積立金も年々わずかながら増大する、という安定した構造になっている。1905年から1907年までの革命期には、積立金の喰いつぶしがあったが、そうした傾向は克服されている。さらに、この期間には未だ効果があらわれていないが、1912年社会保険法と関連して、中央工場問題審判所は、1913年7月17日付回状をもって、労働者が1912年法にもとづく補償をうけたときは、あえて罰金基金からの扶助金支給を行なわないように、と指示していた⁽²⁶⁾。とはいえ、また一方では、1914年における扶助金支出に特徴的なこととして、その他の項目における支給が、件数および支給金額で急増していることも見のがせない。戦争に関連した支給である可能性がつよい。

1903年労働災害補償法の適用に関する統計にうつると、まず、第156表であるが、1912年以降のこの表の数値はみつけれなかった。とりあえず、みつかった年度までについてみると、前稿(第4報)でみたと同じ傾向を示している。1903年法適用の災害数が、申告された災害数より少ないのは当然として、死亡件数については前者がわずかながら後者を上まわりつつけている。

第156表 1903年法の適用された労働災害

	1903年法適用事件総数						死亡および永久的労働力喪失小計
	災害数	申告された災害に対する比率(%)	死亡	労働力喪失			
				一時的	永久的		
					部分的	完全	
1909	54,304	76.5	422	43,451	9,224	33	9,679
1910	60,496	78.0	458	49,384	9,087	44	9,589
1911	67,602	77.9	489	55,365	9,743	35	10,267

第99表参照。

第157表 補償に関する協定成立状態

	認可された協定書		不合意の文書		認可されなかった協定書		総件数
	件数	%	件数	%	件数	%	
1910	8,713	69.6	3,677	29.3	135	1.1	12,525
1911	9,253	72.8	3,289	25.9	168	1.3	12,710
1912	10,468	74.3	3,426	24.3	187	1.4	14,081
1913	11,158	74.7	3,600	24.1	181	1.2	14,939
(ワルシャワ管区をのぞく)							
1913	9,402	74.5	3,047	24.2	170	1.3	12,619
1914	7,776	75.6	2,416	23.5	88	0.9	10,280

第100表参照。

この点については、以前にも若干分析してみたが、工場監督一般が適用されていないのに、蒸気機関監督と1903年法のみは適用された地域のあったことも、この数値のズレに何がしか関与していることも考えられる。第157表を第100表と照し合せて、補償に関する協定の成立状態をみると、総件数は年々のある程度の変動を含みながら1906年以降安定した数値を示しているといってよい。その中で、協定が成立して、かつそれが認可されるものの割合も、次第に安定にむかっていたといえそうである。補償の形態について第158表をみると、労働力完全喪失の場合に、ついで死亡の場合に年金形態がより多く採用され、労働力部分喪失の場合に一時金形態がより多く採用されているのは、それ以前の年度とかわらない。また、労働力部分喪失について

第158表 補償の形態

	死 亡		労働力完全喪失		労働力部分喪失		一時金 件数合計
	年 金	一時金	年 金	一時金	年 金	一時金	
(件 数)							
1910	166	127	21	12	1,333	7,070	7,209
1911	177	114	25	5	1,492	7,453	7,572
1912	204	110	25	17	1,770	8,346	8,473
1913	200	136	17	20	1,979	8,849	9,005
1914	166	80	27	25	1,769	5,726	5,831
(割 合)							
1910	56.7	43.3	63.6	36.4	15.9	84.1	82.6
1911	60.8	39.2	83.3	16.7	16.7	83.3	81.7
1912	65.0	35.0	59.5	40.5	17.5	82.5	80.9
1913	59.5	40.5	45.9	54.1	18.3	81.7	80.4
1914	67.5	32.5	51.9	48.1	23.6	76.4	74.8

1914年のみワルシャワ管区を含まず。
第103表参照。

も、時系列的にみると、年金形態の採用が漸次増大していることもかわらない。労働力部分喪失の場合に、一時金を支払って事業所にとっての荷物を捨てさせるのではなく、年金を支払いつづけるようになるには、雇用形態についての変化、たとえば以前より低い賃金と年金との組合せ支給といったものの発生とか、も考えられなくはないが、関連する情報はさしあたりみあたらない。そうではなく、補償責任を引き受けた保険会社の独自の利害が反映していたのだ、とも考えられる。

年金および一時金による補償が、どの程度の金額であったかを第159表にみよう。この前の期について第104表、第105表に示されている数値とつき合せてみると、制度の安定化傾向をみてとることができる。1件当りの金額は平準化され上昇を抑制されているとみられる。ただし、年々あらたに決定して行く年金額の年々の総計が着実に上昇していることは注目さるべきであろう。年金なのであるから、その前年までに決定したものかなりの部分が

第159表 年金および一時金での補償

	死 亡		労働完全喪失		労働部分喪失		合 計	
	件 数	平 均 金 額	件 数	平 均 金 額	件 数	平 均 金 額	件 数	総 額
年金形態								
1910	166	168	21	191	1,333	57	1,520	108,388
1911	177	178	25	205	1,492	58	1,694	123,557
1912	204	167	25	200	1,770	56	1,999	137,465
1913	200	181	17	292	1,979	58	2,196	155,451
1914	166	179	27	218	1,769	64	1,962	148,306
一時金形態								
1910	127	901	12	1,682	7,070	229	7,209	1,756,408
1911	114	930	5	2,363	7,453	227	7,572	1,810,886
1912	110	1,071	17	3,588	8,346	230	8,473	2,096,189
1913	136	1,071	20	1,615	8,849	229	9,005	2,206,793
1914	80	971	25	659	5,726	248	5,831	1,514,764

1914年はワルシャワ管区を含まず。ルーブリ未満は四捨五入。
第104表、第105表参照。

継続しているのであり、現実に必要な年金支給総額の年々の増大は、より一層速いテンポとなっていることになるからである。

なお、『報告集成』は労働災害の補償額を算定する基礎となった賃金額と罰金制度を監督する必要から算定された賃金額とが、その大きさでかなり相違していることに注目している。1912年版では、罰金法によるデータでは、この年度の平均賃金は255ルーブリなのに、1903年法適用にからむデータでは325ルーブリにもなる、と指摘している⁽²⁷⁾。1910年版および1911年版では、そうした事実を、労働災害は賃金がより高く支払われているような産業部門、たとえば金属工業や石油採取業などでより多発するという事情をもって説明している⁽²⁸⁾。第160表については、あらためて説明を加えることはない。

さて1913年版『報告集成』から、1912年法にもとづく疾病基金の設立状況が記載されるようになった。1912年社会保険法は、原動機を使用する労働者20人以上規模の事業所と、原動機をもたない30人以上規模の事業所に

第160表 補償協定不成立理由別構成

	不成立 総件数	補償の権利		補償の額		補償の形態		その他	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1910	3,677	2,045	55.6	1,129	30.7	244	6.6	259	7.1
1911	3,289	1,923	58.5	966	29.4	192	5.8	208	6.3
1912	3,426	1,969	57.5	991	28.9	204	5.9	262	7.7
1913	3,600	2,089	58.0	1,105	30.7	197	5.5	209	5.8
(ワルシャワ 管区を除く)									
1913	3,047	1,749	57.4	971	31.9	149	4.9	178	5.8
1914	2,416	1,548	64.1	602	24.9	127	5.3	139	5.7

第107表参照。

疾病基金の設立を義務づけた。設立の期限は画一的なものとはせず、地方ごとに設立され、法の実施を指導する保険問題審判所 присутствие по делам страхования рабочих にまかせた。そして工場監督官と鉱山監督のメンバーとが、疾病基金の設立を積極的に行政指導した。1912年12月までに、法実施の準備作業は終了し、保険問題評議会 совет по делам страхования рабочих によって標準規約と指示 инструкций と規則 правила が作成された。⁽²⁹⁾ 1914年中には、ヨーロッパ・ロシアのすべての県と地方 область に審

第161表 疾病基金設立動向

	1914年1月1日現在		1915年1月1日現在	
	基金数	加入者数	基金数	加入者数
規約草案審議のため全権選出済	364	229,717	121	67,019
監督機関に設立申請提出済	73	79,300	24	29,419
認可済 監督官により	288	169,607	159	87,947
審判所により	13	2,826	13	2,226
基金総会による全権選出済	238	192,627	143	72,738
基金理事会選出済	317	305,540	163	119,283
必要不可欠の事項審議のための総会召集中	195	167,883	103	66,581
抛出と給付開始	773	561,804	2,167	1,698,210
計	2,261	1,709,304	2,893	2,143,423

判所が開設され、評議会は一連の指導的解説 *разъяснение* を制定⁽³⁰⁾した。第161表に疾病基金の設立動向が示されている。設立準備の節目節目ごとに大衆的な参加の機会を示しながら、二年ほどの間に3,000からの基金が設立されて行ったのであるから、やはり「保険カンパニヤ」の名にふさわしい社会的出来事であったにちがいない。

- (1) 1911年版 Свод, стр. XIV. 1913年版 Свод, стр. XV.
- (2) 1914年版 Свод, стр. XVI.
- (3) 1911年版 Свод, стр. XIX.
- (4) 同前, стр. LI.
- (5) 同前, стр. XXXVIII—XLI.
- (6) 同前, стр. XLI—XLII.
- (7) 同前, стр. XLII.
- (8) 同前, стр. XLIII.
- (9) 同前, стр. XLIII—XLIV.
- (10) 同前, стр. XLIV—XLV.
- (11) 同前, стр. XLV.
- (12) 同前, стр. XLV—XLVI.
- (13) 同前, стр. XLVI.
- (14) 同前, стр. XLVII.
- (15) 1914年版 Свод, стр. XXIX.
- (16) 同前, стр. XXX.
- (17) 同前, стр. XXXV.
- (18) 同前, стр. XXXV—XXXVII.
- (19) 同前, стр. XXXIX.
- (20) 1913年版 Свод, стр. XLII—XLIV.
- (21) 1911年版 Свод, стр. LXXIV.
- (22) 同前, 同頁。
- (23) 1912年版 Свод, стр. LXVII.
- (24) 1911年版 Свод, стр. LVIII.
- (25) 拙著『ロシア労働政策史』, 268頁。
- (26) 同前, 268頁。
- (27) 1912年版 Свод, стр. LXX.
- (28) 1910年版 Свод, стр. LXIV. 1911年版 Свод, стр. LXXVIII.
- (29) 1913年版 Свод, стр. LXXXV.

48 (932)

經濟学研究 第29卷 第4号

⑨ 1914年版 Свод, стр. LXXVII—LXXVIII.